

天白区制 50 周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用の注意点

天白区制 50 周年の盛り上げを目的とした趣旨によりご自由にご利用いただけます。使用料は無料です。

景品や広告等の無償の配布物・掲示物等による使用で、かつデザインを変更することなく平面使用する場合は申請不要です。

なお、商品の製造及び販売を目的としてロゴマーク及びキャッチフレーズを使用する場合は、「名古屋市天白区マスコットキャラクター使用規定」に準じて、事前に申請が必要ですので担当部署までご連絡ください。

ただし、以下の恐れのある場合、使用はできません。使用制限に該当すると天白区役所が判断する場合は、直ちに使用を中止していただきます。

- ・天白区制 50 周年の盛り上げなど天白区政の推進に寄与するという趣旨に反する恐れがある場合や天白区の品位を傷つける、又は正しい理解の妨げになる恐れがある場合
- ・特定の政治、思想、宗教に関わる活動に利用される恐れのある場合
- ・不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- ・天白区の事業または天白区の認めた関連事業を推進する上で、支障となる恐れがある場合
- ・法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- ・特定の個人、企業、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与える場合
- ・使用者が、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合

【担当部署】

天白区役所区政部地域力推進課（地域の活力向上担当）

〒468-8510 名古屋市天白区島田二丁目 201 番地

電話：807-3821 F A X：801-0826

E-mail：a8073821@tempaku.city.nagoya.lg.jp